

## 誓約書

多治見市長 様

多治見市子どもの居場所づくり補助金の交付申請に当たり、補助事業を実施する団体及びその従業者は、下記の事項を厳守することをここに誓約します。

なお、この誓約に反する事業が判明した場合は、多治見市補助金等交付規則第16条の規定により補助金の交付決定を取り消されても異議を申し立てません。

### 記

- 1 団体は、多治見市子どもの居場所づくり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条各号のいずれにも該当するものであること。
- 2 補助事業は、要綱第3条各号のいずれにも該当するものであること。
- 3 補助事業の実施に関し、子ども食堂の利用者（以下「利用者」という。）の人権に配慮すること。
- 4 利用者の個人情報、住所、氏名、年齢、その他の補助事業の実施に必要となる情報のみを収集することとし、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないこと。
- 5 利用者の個人情報は、厳重に管理するとともに、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと又は第三者に漏らさないこと。補助事業が終了した後も同様とする。
- 6 要綱第4条第6号に記載される市税の滞納確認のため課税台帳等を確認（閲覧）することに同意すること。

令和6年 4月 1日

所在地

団体名

代表者名

団体名代表名記入の上、  
押印してください。

印